

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	県税賦課徴収事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島県は、県税賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。

評価実施機関名

徳島県知事

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	○徳島県は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収事務を行う。 1 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 2 収納、還付、充当、納税証明等を行う収納管理業務 3 滞納情報による督促状等送付や滞納整理を行う徴収業務 4 納税者の特定や宛名情報管理を行う納税者管理業務
③システムの名称	県税クラウドサービス
2. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表の24及び133の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項 【情報提供の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2718
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島県企画総務部税務課 〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1 電話番号 088-621-2077
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバー登録後、住民基本台帳ネットワークシステムとの突合処理による真正性の確認作業を実施している。このほか、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徳島県県税取扱事務における特定個人情報等の適正な取扱いに関する実施手順を策定し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・特定個人情報を含む書類の廃棄について、特定個人情報管理者の確認を受けた上で、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理等の復元できない方法により適切に廃棄する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5② 所属長	税務課長 出原 公和	税務課長 小林 敬治	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成26年12月3日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成28年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	I 7 請求先	監察課情報公開個人情報担当	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成29年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 5② 所属長	税務課長 小林 敬治	税務課長 熊尾 雅彦	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	I 7 請求先	監察課ふれあい交流室情報公開個人情報担当	監察課情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
平成30年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 7 請求先	監察課情報公開個人情報担当	監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 1 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	II 2 いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和1年6月4日	I 5② 所属長の役職名	税務課長 熊尾 雅彦	税務課長	事後	様式変更による。
令和1年6月4日	IV リスク対策	記載なし	IV リスク対策記載のとおり	事後	様式変更による。
令和2年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	県税トータルシステム	県税トータルシステム（令和3年12月末まで運用予定）	事前	税務システムの再構築に当たり製造工程前の修正
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	表紙 特記事項	「令和4年1月から新税務システムである「県税クラウドサービス」を利用することとなり、現在業務要件の検討やカスタマイズの必要性の分析を行っている。今回の一定期間経過前の特定個人情報保護評価再実施に合わせ、「県税クラウドサービス」の特定個人情報保護評価の実施を行うものである。 ・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。 なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	・徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。 なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年6月8日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和3年9月30日	I 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号利用法第19条第7号	番号利用法第19条第8号	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	表紙 特記事項	「徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」を使用しているが、「自動車二税課税システム」については、特定個人情報を保有しない。 なお、「県税クラウドサービス」は「県税トータルシステム」及び「自動車二税課税システム」からデータ移行を行うものであるため、特定個人情報を保有する。 ・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	徳島県は県税賦課徴収事務を行うために「県税クラウドサービス」を使用している。運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課すとともに、「情報セキュリティに関する特記事項」により、情報セキュリティ遵守を義務づけている。	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	I 1③ システムの名称	県税クラウドサービス	県税クラウドサービス	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	I 2 特定個人情報ファイル名	個人番号管理データベースファイル、県税クラウドサービスデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和4年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 5① 部署	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	I 8 連絡先	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和5年6月30日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。
令和7年3月14日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	記載なし	表紙のとおり	事後	様式変更による。
令和7年3月14日	I 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第9条第1項 別表の24及び133の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 4 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 別表第二の28の項 ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び条法を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7	・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	I 5 ①部署	経営戦略部税務課	企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	I 7 請求先	徳島県監察局監察評価課県庁ふれあい室情報公開個人情報担当 電話番号 088-621-2024	徳島県生活環境部県民ふれあい課情報公開個人情報担当 電話番号 088-621-2718	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	I 8 連絡先	徳島県経営戦略部税務課	徳島県企画総務部税務課	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	II 1 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	II 2 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	形式的な変更であり、重要な変更当たらない。
令和7年3月14日	IV 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	様式変更による。
令和7年3月14日	IV 8 判断の根拠	記載なし	IV 8 判断の根拠のとおり	事後	様式変更による。